

「税務調査を省略する制度」について

税理士 蛭田昭史

第17回

関与先450社なのに、税務調査省略率100%！のポイント その5

前回は引き続き⑥給与は、業大件費ではないか、の形態と計算方法から、親族に対する給与は対価「給与の実態と計算方に見合っているか(過大な法について解説します。ではないか)などを注視前回は、解雇は給与なしです。したがって次の③点がポイントです。

③勤務実態の証明(タイムカード、日報、出勤表など)が整っていない。④銀行振込(現金支払の場合)は受領書ももらって支払っている。

当事務所の書類添付で親族への給与は勘定科目誤謬や概況書でも別の実態を確認し、記載してあります。従業員さんの履歴書を見れば、「当方全員の従業員さんにお会いできる範囲先であれば、当方の巡回訪問に全従業員の勤務実態を確認している」などの記載をし、架空大件費はない旨を強調しています。

親族への給与は勘定科目誤謬や概況書でも別の実態を確認し、記載してあります。従業員さんの履歴書を見れば、「当方全員の従業員さんにお会いできる範囲先であれば、当方の巡回訪問に全従業員の勤務実態を確認している」などの記載をし、架空大件費はない旨を強調しています。

また、出社で税務調査省略率100%、品川区五反田の22の17 TOCビルF1フロアを回廊して経営改善計画の作成も支援しています。03-3490-3277。ぜひホームページをご覧ください。https://www.hirata-tax.com/

①給与体系について触れながら、従業員数の増加の有無や、残業時間に伴う人件費増加を記載します。反対にコロナにより休業した場合は、日給月給制(1日を計単位として)給料が定められ、その支払いを毎月1回まとめて支払う制度、給与体系にも触れた記載をします。

支給する必要があるとの認識からです。極端に言うと、売上高が下がっているのに人件費が上がっているのは、身カシイという理屈です。

支給する必要があるとの認識からです。極端に言うと、売上高が下がっているのに人件費が上がっているのは、身カシイという理屈です。

支給する必要があるとの認識からです。極端に言うと、売上高が下がっているのに人件費が上がっているのは、身カシイという理屈です。

支給する必要があるとの認識からです。極端に言うと、売上高が下がっているのに人件費が上がっているのは、身カシイという理屈です。



【事務所紹介】
蛭田昭史税理士事務所 顧問先数450社で税務調査省略率100%、品川区五反田の22の17 TOCビルF1フロアを回廊して経営改善計画の作成も支援しています。03-3490-3277。ぜひホームページをご覧ください。https://www.hirata-tax.com/

給与に関する税務署

給与に関する税務署

給与に関する税務署

給与に関する税務署

給与に関する税務署

給与に関する税務署

給与に関する税務署

給与に関する税務署

給与に関する税務署